

中核市移行基本計画（案）骨子

平成28年3月

小 田 原 市

目 次

1. 中核市移行基本計画の策定趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
(1) 地方分権と都市制度改革の進展	
(2) 基礎自治体としてのあり方の選択	
(3) 自律的な総合行政体の実現に向けて	
2. 中核市制度の概要	・ ・ ・ ・ ・ 2
(1) 中核市制度の概要	
(2) 県から移譲される事務等	
(3) 移譲事務以外で実施が義務付けられる事務（包括外部監査）	
(4) 指定手続の概要	
3. 中核市への移行による具体の効果	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1) 包括的なサービス提供等	
(2) 事務の効率化	
(3) 独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進	
(4) 地域保健衛生行政の充実・強化	
(5) その他の効果	
4. 中核市への移行に当たっての基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 9
(1) 中核市への移行に当たっての基本方針	
(2) 中核市への移行に当たっての総括的な取組方針	
5. 中核市への移行事務の実施方針	・ ・ ・ ・ ・ 10
(1) 職員の確保・育成の実施方針	
(2) 施設等の整備の実施方針	
(3) 条例、規則の整備等の実施方針	
(4) 移行後の体制整備の実施方針	
(5) 移行の推進体制整備の実施方針	
(6) 市民説明の実施方針	
6. 財政への影響	・ ・ ・ ・ ・ 17
(1) 歳出への影響	
(2) 歳入への影響	
(3) 財政への影響	
(4) 初期投資経費等	
7. 中核市への移行に係る検討経過	・ ・ ・ ・ ・ 19
(1) 検討体制	
(2) 検討経過	

1. 中核市移行基本計画の策定趣旨

(1) 地方分権と都市制度改革の進展

- ・平成7年の地方分権推進法制定以来、国や都道府県の権限を市町村に移譲する地方分権の取組が重ねられてきた。
- ・これと並行して、分権の受け皿となる基礎自治体には、その規模に応じて能力を高め、総合行政体としての機能を確認しようとする都市制度改革が進展している。(平成7年中核市制度、平成12年度特例市制度)
- ・本市はこうした地方分権と都市制度改革の進展に積極的に対応して、平成12年に第1次指定を受けたほか、平成17年には景観行政団体となるなど、基礎自治体としての権能の維持・拡大に取り組み、住民福祉の向上に努めてきた。

(2) 基礎自治体としてのあり方の選択

- ・人口減少・少子高齢化が本格化し、地方の疲弊が加速する中で、国はさらなる都市制度改革を進めており、平成27年4月には特例市制度が廃止され、併せて中核市の指定の人口要件が20万に変更された。
- ・これは、人口20万程度の都市であれば、都道府県に準じて十分に効果的効率的に自治行政を執行し得ると見なされたと同時に、人口20万を目安として、集約とネットワークの核となる自律的な大都市と広域連携により存続を図る一般市町村との峻別が明示されたと捉えなければならない。
- ・改正法施行時の特例市は、人口が20万未満であっても、平成32年3月31日までは中核市の指定を受けることができるとする特例があり、人口20万という大都市とその他の一般市との境界線上にある本市は、今後のあり方の選択を迫られている。

(3) 自律的な総合行政体の実現に向けて

- ・以上を踏まえ本市は、住民福祉の向上のためにその権限を拡大し、地方分権の受け皿たる自律的な総合行政体を引き続き標榜するとともに、首都圏にありながら地方圏の様相を呈する県西地域において、すでに担っている集約の核としての役割を果たし続けていくために、中核市への移行を目指すべきであると考えた。
- ・そこで、中核市への移行に際して期待される効果・メリットと移行に伴う課題を精査するとともに、移行作業を着実に進め移行後の円滑な市政運営を図ることを目的として、本計画を策定する。

2. 中核市制度の概要

(1) 中核市制度の概要

①中核市制度の概要

- ・中核市が担う事務については、「指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除くもの」とされている。

【大都市制度の概要】

区分	指定都市	中核市	特例市(現施行時特例市)
制度施行	昭和31年9月1日	平成7年4月1日	平成12年4月1日 (平成27年3月31日廃止)
要件	人口50万以上の市のうちから政令で指定	人口20万以上*の市の申出に基づき政令で指定 *平成27年3月31日までは30万以上	人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定
主な特例事務	都市計画・建設	・区域区分に関する都市計画決定	
		・指定区間外の国道、県道の管理	
		・指定区間の一、二級河川の一部管理	
		・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可	
		・土地区画整理組合の設立の認可	
	環境行政	・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可	
		・ばい煙発生施設の設置の届出の受理	
		・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	
		・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	
	民生行政	・児童相談所の設置(必置)	
		・保育所の設置の認可、監督	
		・特別養護老人ホームの設置の認可、監督	
		・介護サービス事業者の指定	
	保健衛生	・保健所の設置	
		・診療所、薬局の開設許可	
		・飲食店営業等の許可	
・旅館業、公衆浴場の経営許可			
文教行政等	・県費負担教職員の任免、給与の決定		
	・県費負担教職員の研修		
	・包括外部監査の実施		
	・計量法に基づく勧告、定期検査		
関与の特例	知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	なし

②指定状況

- ・平成27年4月1日現在の中核市、施行時特例市は次のとおり。

【中核市(45市)】

函館市	旭川市	青森市	盛岡市	秋田市	郡山市	いわき市	宇都宮市
前橋市	高崎市	川崎市	越谷市	船橋市	柏市	八王子市	横須賀市
富山市	金沢市	長野市	岐阜市	豊橋市	岡崎市	豊田市	大津市
豊中市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	尼崎市	西宮市	奈良市
和歌山市	倉敷市	福山市	下関市	高松市	松山市	高知市	久留米市
長崎市	大分市	宮崎市	鹿児島市	那覇市			

【施行時特例市(39市)】

八戸市	山形市	水戸市	つくば市	伊勢崎市	太田市	熊谷市	川口市
所沢市	春日部市	草加市	平塚市	小田原市	茅ヶ崎市	厚木市	大和市
長岡市	上越市	福井市	甲府市	松本市	沼津市	富士市	一宮市
春日井市	四日市市	岸和田市	吹田市	茨木市	八尾市	寝屋川市	明石市
加古川市	宝塚市	鳥取市	松江市	呉市	佐賀市	佐世保市	

(2) 県から移譲される事務等

- ・中核市への移行に伴い民生、保健衛生、環境、都市計画・建設、文教、その他の6つの分野に関わる事務について、神奈川県からの移譲が見込まれる。
- ・移譲が見込まれる事務数を、関係法令等の条項により集計した結果は以下のとおりである。

【移譲事務数】

分野	事務数(条項数)			小計
	区分			
	法律・政令	府省令・通知・要綱	県単独事業	
民生行政	419	19	4	442
保健衛生行政	774	252	309	1,335
環境行政	264	0	2	266
都市計画・建設行政	74	0	0	74
文教行政	23	2	0	25
その他	5	0	0	5
合計	1,559	273	315	2,147

【各分野の主な移譲事務】

分野	主な事務の内容
民生行政	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員の定数及び区域の決定、指導訓練 ○身体障害者手帳の交付 ○地方社会福祉審議会の設置、社会福祉事業等の許可及び指導・監査 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 ○保育所の設置認可 ○介護保険サービス事業所、指定障害福祉サービス事業所の指定 ○特別養護老人ホームの設置認可
保健衛生行政	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所の設置 ○感染症の発生予防、まん延防止 ○不妊に関する相談等 ○特定給食施設に対する栄養指導 ○障害や疾病により長期療養を必要とする児童等に係る指導 ○精神保健に関する相談等 ○診療所、薬局等の開設許可 ○理容所、美容所の開設許可 ○飲食店、旅館業等の営業許可 ○食中毒発生時の原因の調査 ○食品営業施設の監視指導 ○犬・猫の引取り ○食品表示に関する相談等
環境行政	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染物質の常時監視 ○廃棄物処理施設の設置許可 ○ばい煙発生施設の監視指導 ○ダイオキシン類を排出する特定施設の設置の届出の受理 ○自動車リサイクル業者に対する指導
都市計画・建設行政	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物事業者の登録及び指導 ○サービス付き高齢者向け住宅事業の登録
文教行政	<ul style="list-style-type: none"> ○重要文化財の保存のための調査 ○県費負担教職員の研修
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙において郵便又は信書便による投票を行うことができる身体障害者に対する証明の交付

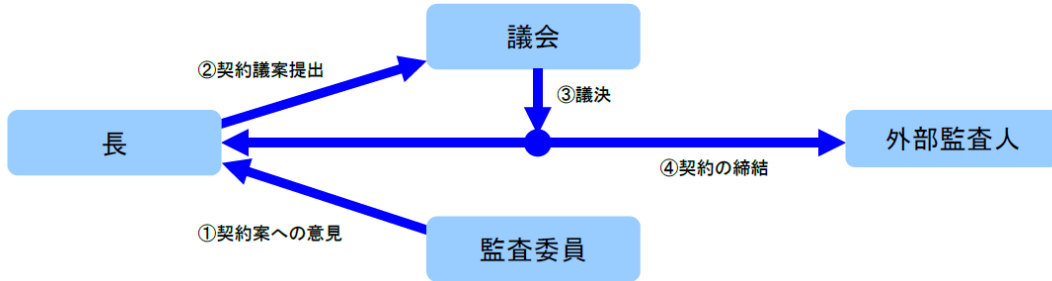
(3) 移譲事務以外で実施が義務付けられる事務（包括外部監査）

- ・包括外部監査制度は、従来の監査委員監査制度に加えて、地方公共団体に属さない一定の資格等を有する専門家が地方公共団体との契約に基づき監査を行うことによって監査の独立

性・専門性を強化することを目的としているもの。

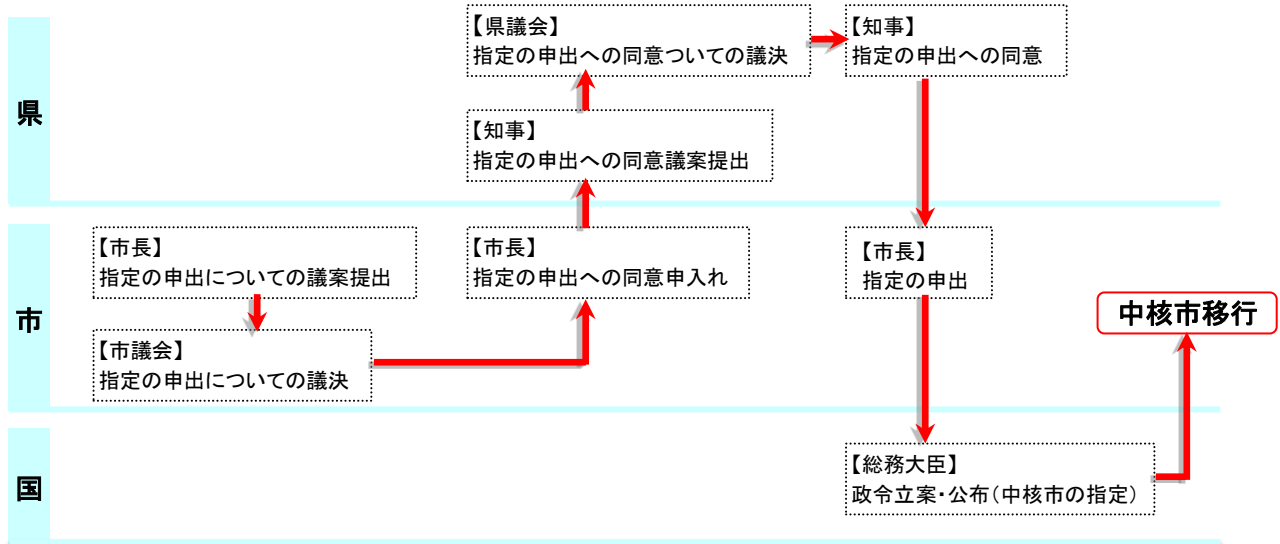
- ・地方自治法第 252 条の 36 第 1 項及び同法施行令第 174 条の 49 の 26 の規定により都道府県、政令指定都市及び中核市に実施が義務付けられている。

【包括外部監査事務の概要】



総務省：「地方自治制度の概要」より引用

(4) 指定手続の概要



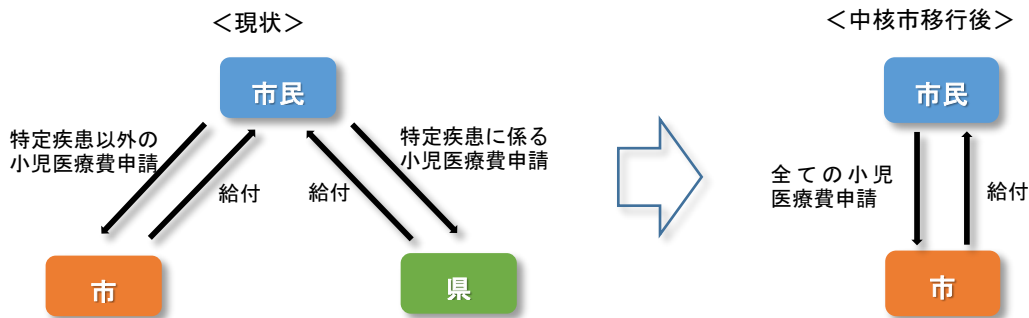
3. 中核市への移行による具体の効果

中核市への移行により、民生分野や保健衛生分野など市民生活に関わる多くの事務が県から移譲され、住民に身近な市が当該事務を実施することで様々な効果が見込まれる。

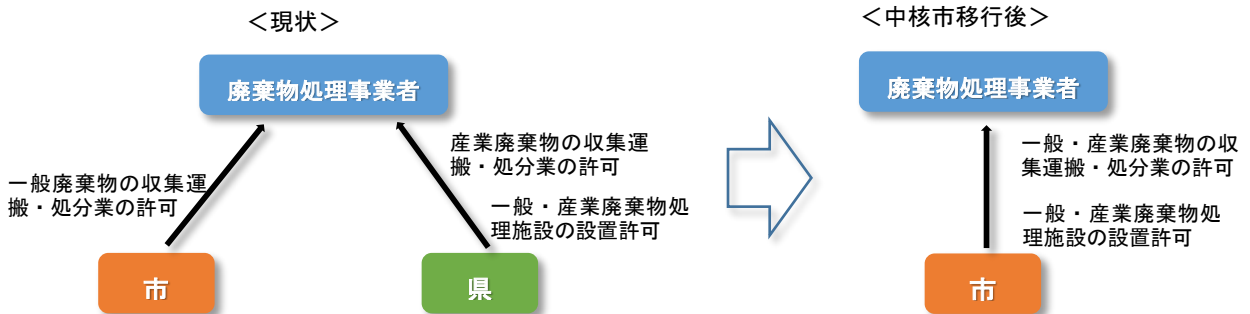
(1) 包括的なサービス提供等

- ・最も市民に身近な基礎自治体である市が市民ニーズの把握、政策立案、許認可及びサービス提供を包括的に実施することによる即応性の向上のほか、窓口の一本化による市民の利便性の向上が図られる。

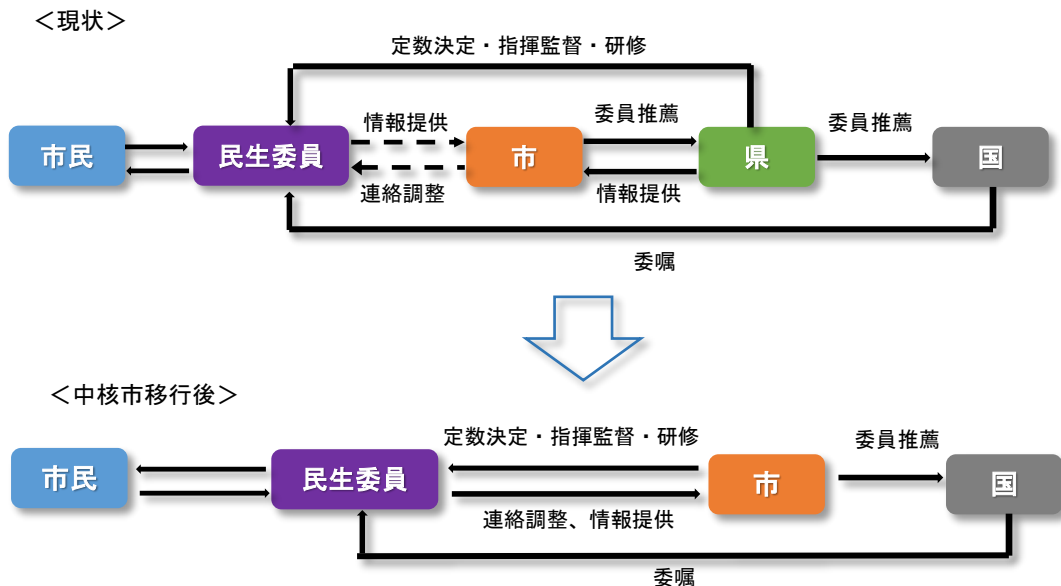
【例①】小児医療費に係る事務



【例②】廃棄物処理に係る事務



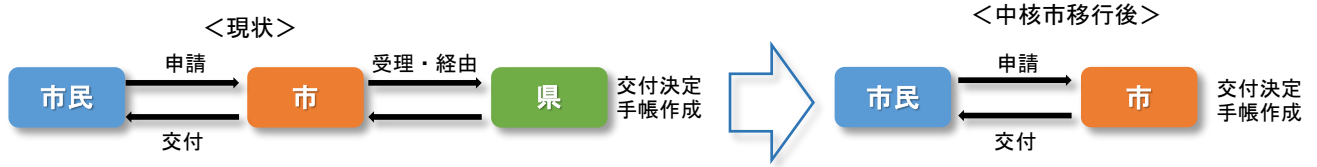
【例③】民生委員定数の決定等に係る事務



(2) 事務の効率化

- ・現在、県と市が個別に実施している関連事務の一元化や経由事務の減少等により処理期間の短縮等、事務処理効率が向上する。

【例①】身体障害者手帳の交付に係る事務



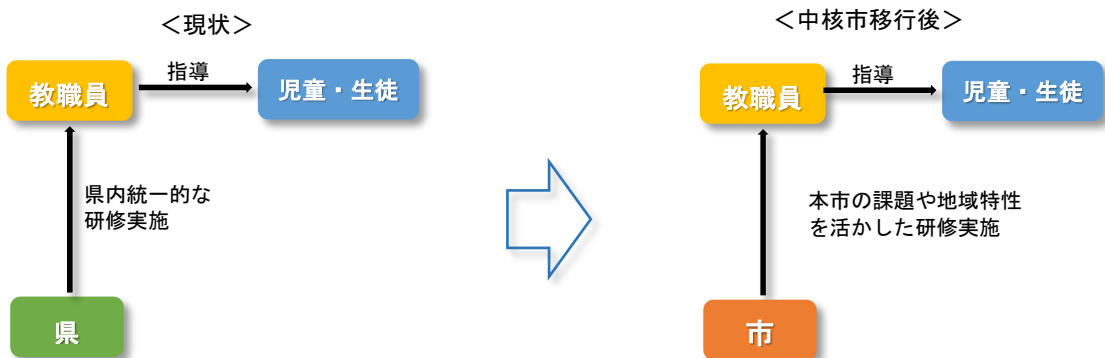
【例②】母子父子寡婦福祉資金の貸付に係る事務



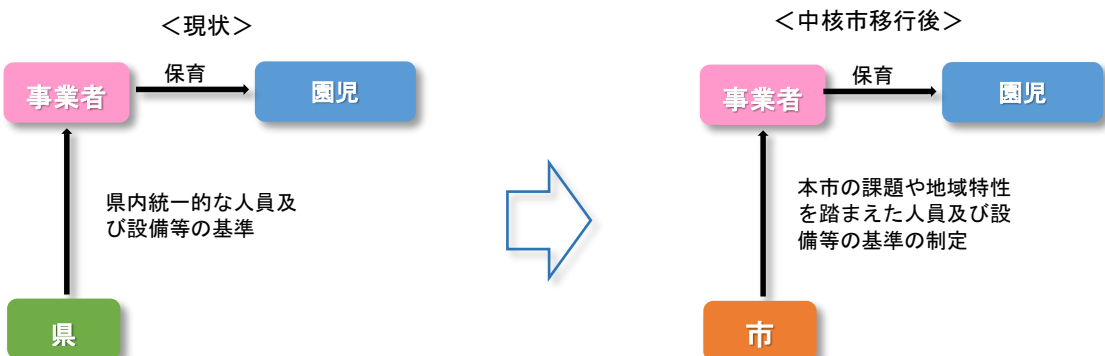
(3) 独自性を発揮した特色あるまちづくりの推進

- ・多くの許認可権を効果的に活用し、特色あるサービス提供やまちづくりの推進が可能になる。

【例①】県費負担教職員の研修に係る事務



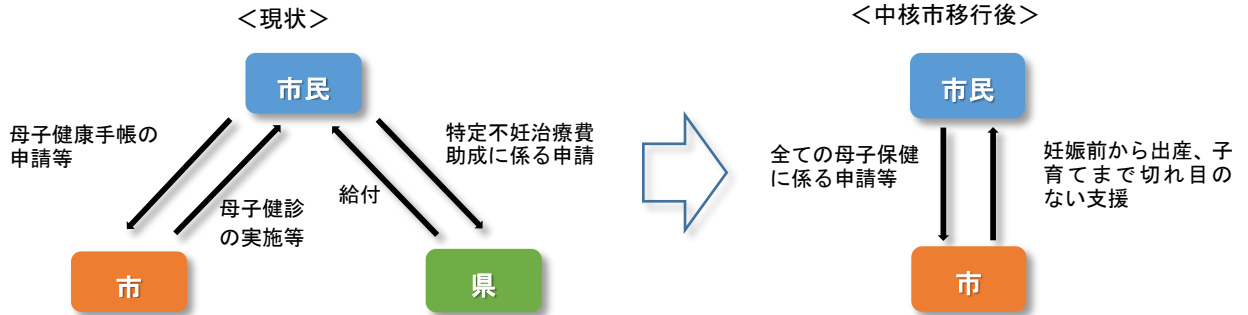
【例②】保育所等の認可に係る事務



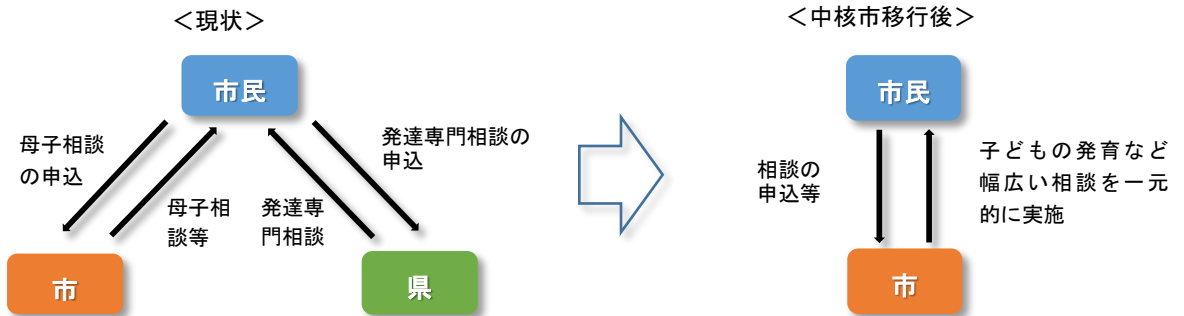
(4) 地域保健衛生行政の充実・強化

- ・市保健所の設置により、広範かつ専門性の高い事務を新たに実施することになるほか、保健所事務と保健センター事務との一元化など、市民生活に密接に関わる保健衛生行政が充実・強化される。

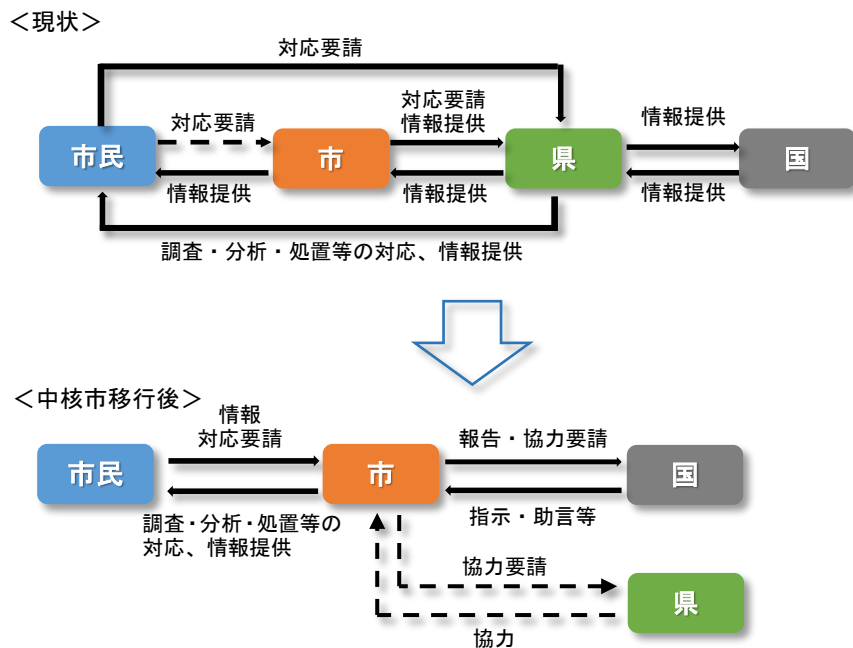
【例①】母子保健に係る事務



【例②】子どもの発育相談に係る事務



【例③】感染症対策に係る事務



(5) その他の効果

①職員の能力向上

- ・ 広範且つ専門性の高い権限を行使する機会や自己決定機会が増加するなど、職員の能力向上が図られる。

②行財政の透明性の向上

- ・ 包括外部監査の実施による監査機能の強化により、行財政運営の透明性が向上する。

③国等への発信力の強化

- ・ 中核市市長会への参画等による国への提言機会の増加等、市としての発信力が強化される。

4. 中核市への移行に当たっての基本方針

(1) 中核市への移行に当たっての基本方針

- ・本市が中核市への移行に取り組むに当たっての基本方針は次の3点とする。

権能強化による幅広い施策展開と、きめ細かく高度な行政サービスを実現する。
「いのちを大切にす小田原」を始めとする諸施策の強力な推進力とする。
県西地域の中心的都市としての存在感、発信力を高める。

(2) 中核市への移行に当たっての総括的な取組方針

①移譲事務について

ア. 事務の実施手法

- ・市の既存事務との統合や、実施方法の効率化等を図る。
- ・県において課題等が生じている事務は、その解消を図る。

イ. 県任意事務の取扱

- ・目的、効果、財政負担について精査し、必要な事務のみを市が実施する。

②財政負担について

- ・新たに生じる経常的経費（人件費を含む）は、基準財政需要額の増及び事務の移譲に伴う手数料の増等による、歳入増の範囲内に抑制するよう努める。
- ・移行に要する初期投資経費は、可能な限り抑制を図ることはもとより、国県に対して積極的に財政支援を講じるよう働き掛けを行う。

③施設整備について

- ・保健所等の施設については、原則として新設はせず既存施設の活用を図る。

(3) 移行の時期

- ・中核市への移行は、平成__年__月を目標とする。（本項は、中核市移行基本計画策定時に記載する。）
- ・ただし、本市は、改正地方自治法の施行日において中核市の要件となる法定人口が20万に満たないことから、同法附則第3条の規定により平成32年3月31日までに中核市の指定を受けられることとする。

【改正地方自治法（抜粋）】

附則

（中核市の指定の特例）

第三条 施行時特例市については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（*平成二十七年四月一日）から起算して五年を経過する日までの間は、この法律による改正後の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定にかかわらず、人口二十万未満であっても、同項の中核市として指定することができる。

【移行までの手順】

他市事例によれば、
概ね3年を要す

- ・中核市移行準備及び保健所整備に係る庁内体制の整備
- ・保健所整備計画及び職員確保・育成計画の策定
- ・市民への説明（～移行時）
- ・専門職等の所要職員の採用及び県への職員派遣（～移行時）
- ・保健所整備、条例・規則の整備等の移行準備作業の実施（～移行時）
- ・国によるヒアリングの実施
- ・中核市の指定申出及び指定
- ・中核市への移行

5. 中核市への移行事務の実施方針

(1) 職員の確保・育成の実施方針

①職員の確保

<実施方針>

- ・事務量の増加及び高度に専門性を要する事務の移譲に対応するため、医師や薬剤師等の専門職を含め、職員を増員する。
- ・移行後においては、専門性の高い事務の安定的な実施及び事務に関する知識や技術を確実に承継していくため、専門職を計画的に採用する。

<検討事項>

- ・増員する職員数の現時点での見込みは 67 名であるが、今後、既存事業との統合や業務委託の範囲などについて精査を行った上で増員数を判断する。
- ・専門職を安定的に確保するため、給料表の適用方法や手当の創設について検討する。

<参考>

【保健所業務に必要となる職種】

職種	資格要件
保健所長	・医師であって一定の要件に該当する職員 ・医師をもって充てることが著しく困難な場合、一定の要件を満たす職員を充てることができる。(2年以内に限る。)
医療監視員	・医療に関する法規及び病院、診療所又は助産所の管理について相当の知識を有する者
薬事監視員	・薬剤師、医師、歯科医師又は獣医師 等
毒物劇物監視員	・薬事監視員
精神保健福祉相談員	・医師、精神保健福祉士 ・一定の要件を満たす保健師 等
栄養指導員	・医師又は管理栄養士
食品衛生監視員	・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 等
家庭用品衛生監視員	・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ・食品衛生監視員、薬事監視員 等
狂犬病予防員	・獣医師
環境衛生監視員	・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 等
環境衛生指導員	・医師、薬剤師又は獣医師 等
と畜検査員	・獣医師
食鳥検査員	・食品衛生監視員、と畜検査員、狂犬病予防員又は環境衛生監視員であって、獣医師の免許を有する者

【神奈川県において規定されている手当の例】

名称	手当の概要	手当日額(円)
保健福祉業務等従事手当	結核等感染症患者、精神障害者、認知症高齢者、難病患者等に対して行う相談、訪問指導、判定等の業務に従事したときに支給	490~290
有害毒薬物等取扱手当	特に危険性を有する薬品若しくは人体に有害な微生物若しくは衛生動物を取り扱う業務に従事したときに支給	400
感染症接触手当	感染症等の病原体を有し、またはその疑いのある人、家畜、物件に接する業務(患者の治療・看護・移送、病原体の検索、防疫作業、汚染物処理作業等)に従事したときに支給	350~290
家畜等取扱手当	狂犬病の予防注射、こう傷犬の検診又は犬若しくは猫の引取りの業務に従事したときに支給	240
火薬類取締等業務手当	毒物、劇物、公害防止の立入検査等特に危険又は健康を害するおそれがある業務に従事したときに支給	280

②職員の育成

ア. 移行前

<実施方針>

- ・専門性の高い事務の確実かつ適正な執行に必要な知識や技術を習得するため、県等との連携により研修体制を構築する。
- ・移行に先立って採用した専門職等を移行の概ね2年前から県の関係機関へ派遣し実務研修

を行う。

<検討事項>

- ・職員派遣による実務研修のみならず、県等の協力を得て業務の現場へ同行するなど、短期間の実地研修等も実施できるよう検討・調整する。

<参考>

【移行前に実施する主な研修】

研修先	主な研修事項	職種
障害福祉課	身体障害者手帳の交付に関する事項	事務職
総合療育相談センター	身体障害者手帳の交付に関する事項	事務職
次世代育成課	保育所の認可等に関する事項	事務職 保育士
衛生研究所	検査業務（理化学検査）に関する事項 検査業務（微生物検査）に関する事項	技術職 薬剤師
食肉衛生検査所	食鳥検査等に関する事項	獣医師
資源循環推進課	産業廃棄物の処理等に関する事項	技術職
環境衛生課	環境衛生（家庭用品）に関する事項 温泉業務に関する事項	薬剤師 技術職
大気水質課	ばい煙発生施設の設置の届出の受理等に関する事項	技術職
小田原保健福祉事務所	感染症対策に関する事項 医療施設指導に関する事項 特定給食施設指導、栄養調査に関する事項 食品衛生に関する事項 薬事に関する事項 生活衛生業務に関する事項 温泉業務に関する事項	保健師 医師 管理栄養士 薬剤師 薬剤師 技術職 技術職

イ. 移行直後

<実施方針>

- ・移行前に引き続き、県の関係機関における実務研修を実施する。

<検討事項>

- ・移行直後の保健所業務等が円滑に実施できるよう、指導を目的とした県からの職員派遣について要請する。
- ・県からの職員派遣が十分に見込めない場合には、移行に先立って派遣する職員数を増やすこと等の対応を図る。
- ・専門職の配置状況等に応じ、専門性の高い検査業務等を県や民間事業者に委託するなど、直営事務の範囲を限定することも検討する。

ウ. 移行一定期間後

<実施方針>

- ・国等が実施する研修に参加するなど、専門職の技能維持及び向上を図る。

<検討事項>

- ・県の関係機関や県内保健所設置市との職員交流により、専門職の資質の向上を図る等の研修体制の強化について、関係自治体と協議を行う。

(2) 施設等の整備の実施方針

①保健所施設

<実施方針>

- ・本市における保健所機能については、保健・疾病予防対策など総合的な保健施策を推進する拠点施設である「保健センター」に組み込むことを優先的に検討する。

<検討事項>

- ・保健センターに保健所機能を整備するに当たっては、メリットとともに課題も想定され、この課題解消が困難な場合には、他の施設の活用可能性についても検討する。

<参考>

【保健所と保健センターを同一施設内に整備している事例】

市	施設名	機能
大津市	明日都浜大津	保健所、保健センターほか
藤沢市	藤沢市保健所・南保健センター	保健所、保健センター（一部）
尼崎市	フェスタ立花南館	保健所、保健センターほか
高崎市	高崎市総合保健センター・高崎市立中央図書館	保健所、保健センター（一部）ほか

【保健センターの活用に係るメリットと課題】

メリット	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の統合や拡充、組織の一体化などにより、保健所と保健センターの一層の連携強化が図られ、地域住民の更なる健康の保持及び増進といった施策効果の向上が見込まれる。 ・小田原保健福祉事務所が備えている保健所機能（健診、栄養実習等）の一部を既に有しており、他の市有施設に比べ初期費用の削減が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部会議室等の機能が失われるため、既存事業へ支障が生じる。（事業実施場所の分散による業務量、経費、人員の増加等） ・会議室等の施設利用団体等への影響が生じる。 ・保健所の整備に伴い増加する職員の更衣室等の不足。 ・利用者の増加に伴う駐車場の不足。 <p style="text-align: right;">等</p>

②衛生検査機器

<実施方針>

- ・衛生検査機器については、迅速に結果を得て行政処分を行う必要があるものや本市の特性や施策展開上の必要性を念頭に、自ら行う検査項目を精査した上で整備対象を選定する。

<検討事項>

- ・衛生検査業務については、感染症検査、食品検査、環境衛生検査など、保健所業務に関するものが多いことから、保健所施設と一体で検討する。
- ・これら検査の実施については、検査精度上の観点や検体数の多寡、検査機器の導入・維持管理費用、職員体制等といった行政効率上の観点なども踏まえ、自ら実施するもののほか、神奈川県衛生研究所及び民間の検査事業者への業務委託についても検討する。
- ・検査機器の整備に当たっては、移行時の財政負担の軽減等の観点から、リースによる導入可能性について検討する。

<参考>

【主な検査項目と種類】

検査項目		検査種類
感染症検査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）		細菌検査
食品衛生検査	食品収去検査（食品衛生法）	細菌検査
	食中毒検査（食品衛生法）	理化学検査
	食鳥検査（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）	細菌検査
環境衛生検査	海水検査（神奈川県海水浴場条例）	細菌検査
	家庭用品検査（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）	理化学検査
	おしぼり検査（おしぼり衛生指導要綱）	細菌検査
		理化学検査

※（ ）内は根拠法令等。

③その他の施設・備品等

ア. 動物愛護・収容施設

<実施方針>

- ・動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法に基づく、動物の収容・譲渡や犬の抑

留等については、犬の一時的な収容・抑留のための施設等を除き整備しない。

- ・犬の一時的な収容・抑留のための施設等以外の施設については、該当件数や職員体制等から判断し、本市独自で業務を実施することは困難であることから、県等へ業務を委託する。

＜検討事項＞

- ・犬の一時的な収容・抑留のための施設については、大型犬や凶暴犬の収容・抑留も想定し、他の収容動物等に危害を及ぼさないよう施設及び場所を考慮して整備する方向で検討する。

イ. 大気汚染常時監視測定機器等

＜実施方針＞

- ・大気汚染防止法に基づく大気汚染の常時監視測定のため、市内各所に自動測定機器を設置する。

＜検討事項＞

- ・現在、県は市内に 2 箇所（小田原市役所、小田原市民会館）に測定機器を設置しているが、よりきめ細かな大気汚染監視を実施するために、測定箇所の拡大も検討する。

＜参考＞

【現在、市内に設置してある測定機器】

項目	S02 二酸化硫黄	NOx 窒素酸化物	Ox オキシダント	SPM 浮遊粒子状物質	PM2.5 微小粒子状物質	HC 非メタン炭化水素	W 風向風速
市役所	○	○	○	○	○	○	○
市民会館		○		○			

④システム整備

＜実施方針＞

- ・効率的かつ効果的に事務を実施するために、取扱件数の多い事務及び高度な管理を要する事務等を中心に情報処理システムを導入する。

＜参考＞

【新たに導入が見込まれる主なシステム】

分野	システム名称	事務名称
民生	指定医療・介護機関等認定システム	生活保護法に基づく事務
	難病等医療事務処理システム	児童福祉法に基づく事務
	母子父子寡婦福祉資金貸付金管理システム	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務
	指定障害福祉サービス事業者等登録システム	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務
	身体障害者手帳交付システム	身体障害者福祉法に基づく事務
保健衛生	食品衛生管理システム	食品衛生法に基づく事務
	薬事統合情報システム	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務
		毒物及び劇物取締法に基づく事務
		麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務
環境	廃棄物情報管理システム	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務
	工場・事業場情報管理システム	大気汚染防止法に基づく事務
	大気汚染常時監視システム	

(3) 条例、規則の整備等の実施方針

①条例、規則等

＜実施方針＞

- ・移譲事務を実施するに当たり、新たに整備が必要となる条例の制定や関連する規則等の整

備を行う。

<参考>

【新たに制定が見込まれる条例】

名称	根拠法令等
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法
幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	
福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
保護施設等の設備及び運営に関する条例	生活保護法
婦人保護施設の設備及び運営に関する条例	社会福祉法
軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例	民生委員法
民生委員定数条例	民生委員法
保健所条例	地域保健法
衛生試験、治療等に関する条例	
食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例	食品衛生法
理容師法施行条例	理容師法
美容師法施行条例	美容師法
旅館業法施行条例	旅館業法
公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例	公衆浴場法
興行場法施行条例	興行場法
浄化槽法保守点検業者の登録に関する条例	浄化槽法
と畜場法施行令に基づく一般と畜場の構造設備に関する条例	と畜場法
廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
養護老人ホームの設備及び運営に係る基準を定める条例	老人福祉法
特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準を定める条例	
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
介護老人福祉施設の指定基準条例	介護保険法
介護老人福祉施設の許可基準条例	
居宅介護支援の指定基準条例	
居宅サービスの指定基準条例	
基準該当居宅サービスの基準条例	
介護療養型医療施設の指定基準条例	
医療法施行条例	医療法
感染症診査協議会条例	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例	健康増進法

②審議会等の設置

<実施方針>

- ・移譲事務を実施するに当たり必要となる、有識者などで構成する審議会や協議会等を設置する。

<検討事項>

- ・審議会等の設置に当たっては、効率的かつ効果的な運営を念頭に既設のものとの統合等について検討を行う。

<参考>

【新たに設置が見込まれる審議会等】

名称	根拠法令等
社会福祉審議会	社会福祉法
児童福祉審議会	児童福祉法
小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法
廃棄物処理施設技術検討会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(4) 移行後の体制整備の実施方針

<実施方針>

- ・中核市移行後の組織体制については、移譲事務の円滑な実施はもとより、既存事務との融合により事務を効率的かつ包括的に執行できる体制を確保すること基本として整備する。
- ・特に保健所組織については、事業系機能面も勘案したものとする。

<参考>

【主な改変事項】

関係部局	具体の改編事項	改編理由
福祉健康部	指導監査等を専門とする課の新設	・現在、市が実施している社会福祉法人の指導監査に加えて、社会福祉施設も対象となることから、監査機能の強化及び体制整備が必要。
	健康関係事務の独立	・健康づくり課の所管事務の大半は、新たに移譲される事務と併せ保健所の事務として実施することが効率的であり、新たに設置する保健所事務所管部局へ移行することが適当。
	保険課の事務の再編	・健康維持、増進を実現する施策を実施することにより、将来的な医療費を抑制し、医療保険制度を維持するという趣旨から、新たに設置する保健所事務所管部局で国民健康保険関係事務を所管することが適当。
環境部	廃棄物・リサイクル対策を担当する課の新設	・新たに移譲される廃棄物処理業及び施設の許可並びに指導監督を含む廃棄物・リサイクル対策に係る事務を包括的に処理することが適当。
	衛生分野の保健所への集約	・保健所については、上記のとおり健康づくり課を中心に整備する方向での調整になるが、衛生分野については環境保護課における一部業務（衛生、動物愛護・狂犬病予防関係業務等）を移管し、保健所の事務として一体的に運用。

【移行後の組織イメージ】

現行	移行後
環境部 <ul style="list-style-type: none"> └ 環境政策課 ● └ エネルギー政策推進課 └ 環境保護課 ● └ 環境事業センター ● 	環境部 <ul style="list-style-type: none"> └ 環境政策課 └ エネルギー政策推進課 └ 廃棄物対策課 └ 環境保護課
福祉健康部 <ul style="list-style-type: none"> └ 福祉政策課 ● └ 生活支援課※¹ └ 高齢介護課※¹ └ 障がい福祉課※¹ └ 保険課 └ 健康づくり課 ● 	福祉部 <ul style="list-style-type: none"> └ 福祉政策課 └ 生活支援課※¹ └ 高齢介護課※¹ └ 障がい福祉課※¹ └ 福祉監査指導課
	健康部 <ul style="list-style-type: none"> └ 保健医療総務課※² └ 保健予防課※² └ 生活衛生課※² └ 保険課

網掛は新設所属（仮称） ※1は福祉事務所 ※2は保健所

(5) 移行の推進体制整備の実施方針

<実施方針>

- ・全庁的な中核市への移行準備を円滑かつ確実に推進するための組織のほか、移譲事務のうち、特に専門性が高い保健所事務の円滑な移譲及び施設整備を着実に実施するための推進組織を設置する。

<検討事項>

- ・各推進組織の組織上の位置付け及び事務局所管課等について関係各課において検討を行う。

(6) 市民説明の実施方針

<実施方針>

- ・中核市制度や移行による市民生活への影響について、適切に情報を提供し理解を得るため、広報紙を始めとした各種広報媒体の活用等による市民への周知に取り組む。

6. 中核市への移行による財政への影響

(1) 歳出への影響

①移譲事務等に係る経常的経費

ア. 人件費

- ・移譲事務等の実施に要する人件費の見込額は 480,000 千円。
- ・職員の増員数については、前述のとおり、現時点での見込みは 67 人となっているが、今後、既存事務との統合や業務委託の範囲等に係る検討を経て判断するとしていることに加え、他市における職員配置状況も勘案し、60 人として試算した。
- ・試算上の一人当たり人件費については、平成 27 年度地方公務員給与実態調査を基に算出した 8,000 千円とする。

イ. 事業費

- ・移譲事務等の実施に要する事業費の見込額は 391,296 千円。
- ・検査業務の実施に係る委託料、福祉サービス提供施設への補助金など、移譲される事務の実施に要する事業費については、原則として平成 26 年度神奈川県決算額を基に算出した。
- ・新規事務である包括外部監査の実施に要する事業費については、全国施行時特例市市長会が H21 年度以降に中核市となった市に対して行ったアンケートにおいて契約金額の記載のあった 6 市の平均額とした。

②既存事務に係る経常的経費（負担割合の変更等によるもの）

- ・本市の既存事業のうち、法令や県要綱の規定に基づき事業費に係る県と市の財政負担割合が変更となることなどにより、県負担金等が減額し本市の負担が 325,391 千円増額となる見込み。
- ・原則として平成 26 年度神奈川県決算額を基に算出した。

【主な事業】

事業名称	影響額(千円)	負担区分及び割合	
		移行前	移行後
生活保護扶助費負担金	△190,909	国	3/4
		県	1/4
		市	—
重度障害者医療費給付補助事業補助金	△58,172	国	—
		県	1/2
		市	1/2
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	△20,309	国	—
		県	1/2
		市	1/2

(2) 歳入への影響

①移譲事務に係る経常的経費に対する財源

ア. 基準財政需要額

- ・中核市へ移行した場合、基準財政需要額は 1,325,073 千円の増となる見込み。
- ・平成 26 年 4 月 1 日時点で本市が中核市であったと仮定し、当該年度における地方財政対策等に基づく普通交付税の算定に係る基準財政需要額を試算し、実際の算定額との差を

算出した。

イ. 移譲事務に伴う財源

- ・事務の移譲に伴う、手数料及び国県支出金等の新たな財源は、141,334千円の見込み。
- ・原則として平成26年度神奈川県決算額を基に算出した。

(3) 財政への影響

- ・中核市への移行による財政への影響見込みは次のとおり。

【財政への影響見込み】

項 目		影響見込額
歳入	基準財政需要額の増	1,325,073千円
	財源移譲額	141,334千円
	中核市移行に伴う歳入増 (A)	1,466,407千円
歳出	移譲事務の処理に係る人件費の増	480,000千円
	移譲事務の処理等に係る事業費の増	391,296千円
	既存事業に係る県負担金等の減による負担増	325,391千円
	中核市移行に伴う歳出増 (B)	1,196,687千円
財政収支見込額 (A) - (B)		269,720千円

(4) 初期投資経費等

- ・移行に要する、保健所施設整備、検査機器等整備費などの初期投資経費のほか、移行後の機器更新経費については、改めて精査する。

①保健所施設整備

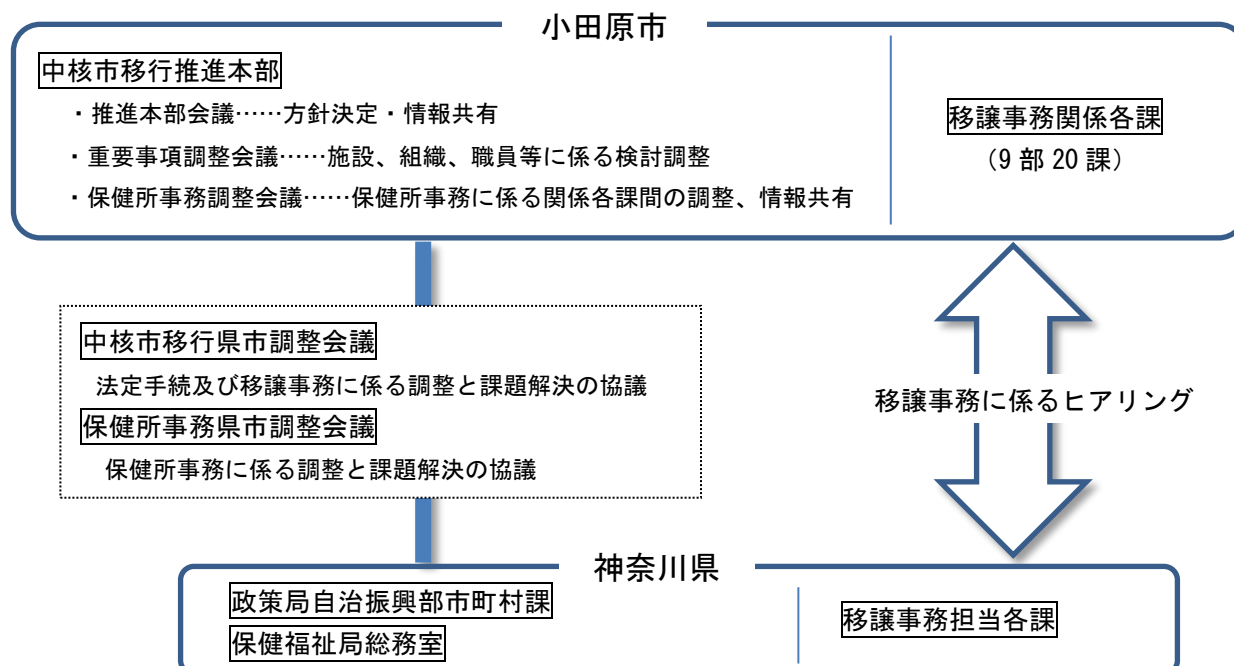
- ・前述のとおり、保健所施設については、既存施設の活用により対応を図ることとするが、既存施設における事業実施方法の見直しや利用団体との調整を行った上で、整備費を改めて精査する。

②検査機器等整備費

- ・衛生検査業務や大気汚染常時監視業務等で使用する測定機器等の整備及び更新が必要である。
- ・検討段階を含めた他市では、全ての衛生検査業務を業務委託することにより初期投資経費の削減を図っている事例がある一方、可能な限りの検査業務を市自ら実施するために機器整備を図っている事例もあることも踏まえ、整備対象とする検査機器等の範囲については、改めて検討、精査をする。

7. 中核市への移行に係る検討経過

(1) 検討体制



(2) 検討経過

平成 27 年	5 月	・ 平成 27 年度第 1 回政策会議で中核市移行推進本部（以下、「推進本部」という）の設置等を決定
	6 月	・ 市議会総務常任委員会へ推進本部の設置等について報告 ・ 中核市への移行に係る支援を神奈川県知事へ要請 ・ 推進本部を設置
	7 月	・ 「中核市制度の概要と地域における中心的都市の役割について」をテーマに総務省職員を講師とした職員研修会を開催
	8 月	・ 第 1 回推進本部会議を開催
	9 月	・ 第 1 回県市調整会議を開催
	9 月	・ 移譲事務に係る県へのヒアリングを開始
平成 28 年	1 月	・ 神奈川県衛生研究所・藤沢市保健所・横須賀市（廃棄物対策課）を視察
	2 月	・ 移譲事務に係る県へのヒアリング終了（計 242 回実施） ・ 第 3 回推進本部会議を開催
	3 月	・ 第 4 回推進本部会議を開催 ・ 中核市移行基本計画骨子作成